

平成30年度公共ホール音楽活性化支援・ 文化庁連携事業実施要綱

1 趣旨

音楽分野における文化庁の「文化芸術による子供の育成事業(芸術家の派遣事業)」(以下、「文化庁事業」という。)について、一般財団法人地域創造(以下、「地域創造」という。)がその地域活動力の育成を重視している公共ホールとの連携事業を創設することにより、地域創造のノウハウを活かした効果的なアウトリーチ事業を広げるとともに、公演を地域創造の助成対象とすることにより公共ホールの一層の活性化につなげることを目的とする。

2 対象団体

公共ホール音楽活性化支援事業を実施した、以下の市町村等を対象とする。

- (1) 市町村(特別区を含み、政令指定都市を除く。)
- (2) 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、市町村の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- (3) 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された、公益財団法人等(2)を除く。)のうち、市町村が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの(以下「特定公益法人」という。)

3 実施市町村等の決定

地域創造は、上記市町村等から提出された「平成30年度公共ホール音楽活性化支援・文化庁連携事業実施申請書」(別記様式(1-1))等をもとに審査し、実施市町村等を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

実施市町村等の決定に当たっては、予算の範囲内で決定することとし、当該事業を実施したことがない市町村等を優先するものとする。

4 助成対象事業

次により実施される文化庁事業と連携して行われる、「芸術家派遣事業に対する支援活動」および「公演事業」に対し助成する。なお、「公演事業」については、公共ホールにおいて、有料の音楽演奏会を1回開催することとし、入場料収入は実施団体等に帰属するものとする。

- (1) 原則として市町村内のすべての小学校または中学校を対象として実施し、毎年継続して実施すること。ただし、当該市町村に小学校または中学校が11校以上あり、すべてを対象として毎年実施することが困難な市町村にあっては、毎年10校以上を対象として実施し、少なくとも5年間ですべての小学校または中学校を対象とすることとしても差し支えないものとする。
- (2) 芸術家派遣事業および公演事業について、地域創造のおんかつ支援事業登録アーティストを活用すること。
- (3) 市町村において5年間の実施計画を作成しこれに基づいて実施すること。
- (4) 助成期間は5年間を限度とする。

5 支援措置

実施市町村等が実施する助成対象事業に対し財政支援することとし、各年度の申請に基づき助成を決定する。なお、助成額は次のとおりとする。

① 支援1年目

下記（1）に定める助成対象経費の10分の8以内

② 支援2年目

下記（1）に定める助成対象経費の3分の2以内

③ 支援3年目

下記（1）に定める助成対象経費の2分の1以内

④ 支援4年目、5年目

下記（1）に定める助成対象経費の3分の1以内

（1）助成対象経費

事業実施に伴う次の経費について、助成の対象とする（限度額100万円）。

ただし、実施市町村等が「4 助成対象事業」に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

① 芸術家派遣事業に対する支援に係る経費

実施市町村等が支出した芸術家派遣事業に対する支援に係る経費のうち、ピアノ調律料。

② 公演（対象アーティストおよび対象アーティストに係る1名の伴奏共演者）に係る経費

出演料およびマネジメント料（個別の助成対象上限額は別紙のとおりとする。）、交通費（現地移動費を除く。）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地運搬費を除く。）、出演者に係る損害保険料を助成の対象とする。（交通費・宿泊費・日当は、それぞれ実施団体の旅費規程に準じた金額を上限とする。）

（2）対象アーティスト等

公演事業の対象となる演奏家は別紙の対象アーティストから選定することとする（伴奏共演者は別に1名以内）。

6 提出書類等

（1）実施申請書、計画書 …別記様式(1-1) (1-2)* (2)

平成30年度に本事業の実施を希望する市町村等は、次の関係資料を添えて、平成29年8月25日(金)までに当該書類を提出すること。

* 2（2）および（3）に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者または出資者である地方公共団体の長の副申書（別記様式(1-2)）を添付すること。

【添付資料】

（全団体対象）

- ・会場パンフレット
- ・参考提出おんかつ支援アーティスト出演依頼票（企画書） …別記様式(3)

（申請団体が2（2）に該当する団体のみ）

- ・指定管理者として指定を受けていることを証する書類

（申請団体が2（3）に該当する団体のみ）

- ・平成29年度事業概要
- ・平成28年度決算および平成29年度予算資料

（2）おんかつ支援アーティスト出演依頼票（企画書） …別記様式(3)

事業内定通知を受理した後に、出演希望アーティストの所属マネジメントあて送付すること。

(3) 実施計画書、事業収支予算の内訳 …別記様式(4-1)(4-2)

平成29年10月31日(火)までに出演アーティストの所属マネジメントと連絡調整を行い、日程等を決定の上、当該書類を提出すること。

(4) 実績報告書、事業収支実績の内訳 …別記様式(5-1)(5-2)(5-3)

事業終了後30日以内に、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。

ただし、平成31年3月16日(土)以降に事業が終了する場合は、平成31年4月15日(月)までに提出することとする。

【添付資料】

- ・チラシ、プログラム、写真等
- ・出演契約書の写し
- ・助成対象経費に係る領収書等(支払いを証明できる書類)の写し

(5) 変更承認申請または変更報告書 …別記様式(6-1)(6-2)

助成決定通知を受けた後に申請(計画)内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

① 変更承認申請

次に掲げる変更については、変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。

ア 公演実施会場の変更

イ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

② 変更報告

次に掲げる軽微な変更については、変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア 申請者の代表の変更および人事異動等によるその他関係者の変更

イ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成・制作協力に関する表示

① 助成の表示

実施市町村等は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が助成している旨を表示すること。

② 制作協力の表示

実施市町村等は、対象事業実施会場および対象事業実施に際して作成される印刷物に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施市町村等の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) その他

事務手続きおよびスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と実施市町村等が協議して決定する。

参考 標準的な事業の流れ・手続き等

●平成29年度（事業実施前年度）

実施時期	内容	提出書類
7月25日～8月25日	地域創造申請受付（8月25日締切）	※事業申請書等 （別記様式(1-1)(1-2)(2)(3)）
9月中旬	地域創造事業内定通知 マネジメントに出演依頼	※出演依頼票 （別記様式(3)）
内定通知後	企画内容・アーティストの決定（10月31日締切）	※実施計画書等 （別記様式(4-1)(4-2)）
8月19日～10月11日	文化庁申請受付（10月11日締切）	※文化庁様式
2月（予定）	文化庁内定通知	※文化庁様式

●平成30年度（事業実施年度）

実施時期	内容	提出書類
4月	地域創造および文化庁助成決定通知	
4月～3月	事業の実施	
事業終了後 （30日以内）	実績報告、助成金の請求	※実績報告書等 （別記様式(5-1)(5-2)(5-3)）

別 紙

公共ホール音楽活性化支援事業平成30・31年度対象アーティストについて

平成30・31年度の対象アーティストは、本事業への登録が4年未満および4年以上の2区分の計92組からなり、助成対象事業の実施に係る出演料の上限額および助成対象上限額はそれぞれ次のとおりとする。

1 本事業の登録が4年未満のアーティスト

ソリスト14名

ジャンル	アーティスト
ピアノ	金子三勇士、岩崎洵奈
弦楽器	坂口昌優(ヴァイオリン)、加藤文枝(チェロ)
管楽器	森岡有裕子(フルート)、田村真寛(サクソフォン)、福川伸陽(ホルン)、高見信行(トランペット)、喜名雅(チューバ)
声 楽	廣田美穂(ソプラノ)、中井亮一(テノール)、ヴィタリ・ユシュマノフ(バリトン)
その他	前田啓太(打楽器)、塚越慎子(マリンバ)

【出演料および助成対象上限額】

	出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)	助成対象出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)
ソロ	175,000円	175,000円
伴奏共演者	105,000円	105,000円

2 本事業の登録が4年以上のアーティスト

ソリスト67名 アンサンブル11組 計78組

ジャンル	アーティスト名
ピアノ	川井綾子、高橋多佳子、竹村浄子、白石光隆、田村緑、 久保田葉子、佐々木京子、奈良希愛、今野尚美、新崎誠実、 新居由佳梨、泊真美子(ピアノ)、中川賢一(ピアノ・指揮)
弦楽器	高木和弘、大森潤子、磯絵里子、神谷未穂、野口千代光、小野明子、 早稲田桜子、高橋和歌、甲斐摩耶、瀧村依里、北島佳奈、 松本蘭(ヴァイオリン)、長谷部一郎、唐津健、海野幹雄、奥田なな子(チェロ)
管楽器	岩間丈正、岩佐和弘、永井由比、荒川洋、吉岡次郎(フルート)、 小谷口直子(クラリネット)、藤田旬(ファゴット)、 田中靖人、大石将紀(サクソフォン)、辻本憲一、神代修(トランペット)、 小川正毅、丸山勉(ホルン)、加藤直明(トロンボーン)
声楽	沢崎恵美、大森智子、藺田真木子、小林厚子、渡邊史、乗松恵美(ソプラノ)、 河野めぐみ、菅家奈津子(メゾソプラノ)、 中鉢聡、黒田晋也、村上敏明(テノール)、羽山晃生、吉川健一(バリトン)
その他	浜まゆみ、大熊理津子(マリンバ)、宮本妥子(打楽器・マリンバ)、 野尻小矢佳(パーカッション&ボイス)、益田正洋、松尾俊介(クラシック・ギター)、 江崎浩司(リコーダー)、片岡リサ(箏・地歌三味線)、 福島青衣子(ハープ)、小林史真、竹内直子(ハーモニカ)、 デュエットウ かなえ&ゆかり、ピアノデュオ ドゥオール(ピアノデュオ)、 Duo Yamaguchi(ピアノ&チェロ)、デュオ・レゾネ(クラリネット&ピアノ)、 Dual KOTO×KOTO(箏デュオ)、ピアノトリオ・ミュゼ(ピアノトリオ)、 Quartet SPIRITUS(サクソフォン四重奏)、Quatuor B(サクソフォン四重奏)、 Quintet H(木管五重奏)、Buzz Five(金管五重奏)、 BLACK BOTTOM BRASS BAND(ブラスバンド)

【出演料および助成対象上限額】

	出演料 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)	助成対象出演料上限額 (所得税・マネジメント料含む、消費税抜き)
ソロ	※	210,000円
伴奏共演者		126,000円
二重奏		378,000円
三重奏		462,000円
四重奏		546,000円
五重奏		630,000円
七重奏		798,000円

※出演料は、各アーティスト所属マネジメントとの交渉による。一般社団法人日本クラシック音楽事業協会より出演料上限額一覧表の提供あり。

※上記出演料上限額一覧表は、個別に資料送付いたしますので担当者へご連絡ください。